

議 事 録

令和２年９月３０日（水）午後２時から福井市役所本館８階第８ＡＢ会議室において９月定例会が開催された。

○議事

１ 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第３６号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について	原案どおり可決
第３７号議案	農用地利用集積計画の決定について	〃
第３８号議案	農地法第３条第１項の許可の申請について	〃
第３９号議案	農地法第５条第１項の許可の申請について	〃
第４０号議案	現況証明について	〃
第４１号議案	農地の競売等に係る買受適格証明について	〃
第４２号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第４３号議案	農地・非農地判断について	〃
第４４号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	〃
第４５号議案	福井市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の制定について	取り下げ

２ 報告事項

報告番号	報 告 名
第４３号報告	農地法第１８条第６項の規定による解約の通知の確認について
第４４号報告	農地法第３条第１項の規定による許可の取消の確認について
第４５号報告	農地法第３条の３第１項の規定による届出の確認について
第４６号報告	農地法施行規則第５３条第１４号の規定による転用の事業計画の確認について
第４７号報告	農地法第４条第１項第８号の規定による届出の確認について
第４８号報告	農地法第５条第１項第７号の規定による届出の確認について
第４９号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第５０号報告	非農地通知の発出について

３ その他

○出席委員 23名

1番	寺井	重治	
2番	伊藤	敏夫	
3番	伊藤	義明	
4番	前川	雅彦	
5番	小寺	辰夫	(参与)
6番	武澤	義明	(会長)
7番	加藤	良子	
8番	岩崎	眞次	
9番	宮浦	啓二	
10番	前川	秀人	
12番	伊川	憲邦	
13番	池田	敏雄	
14番	西岡	得雄	
15番	浅川	健次	(参与)
16番	鈴木	謹一	
17番	豊岡	敏広	
18番	野路	直美	
19番	清水	勝栄	
20番	衣目川	一郎	(参与)
21番	廣部	厚	
22番	山本	清幸	(会長職務代理者)
23番	吉田	光範	
24番	田村	洋子	

○欠席委員 1名

11番	清水	重勝
-----	----	----

○説明のため出席した者

農政企画課

副主幹 南部 奈 沖

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長	村 本 貴 史
局 次 長	南 京 良 幸
課長補佐	東 野 尚 樹
主 幹	松 本 光 司
副 主 幹	岸 美 帆
主 査	中 出 剛 史
主 事	前 田 大 貴
主 事	藤 田 昌 稔

開 会 午後２時００分

(武澤会長挨拶)

議 長
(６番
武澤会長)

それでは、ただ今から９月の定例会を開催いたします。なお、清水重勝委員から欠席の連絡を受けております。

それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第１８条第２項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

それでは、私の方から指名させていただきます。

委員番号８番 岩崎 委員、９番 宮浦 委員、ご両名よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

第３６号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第３６号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画説明)

農政企画課

(第３６号議案 農用地利用配分計画（案） 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第３６号議案について、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

従いまして、第３６号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、農

用地利用配分計画（案）に対しては異議なしと意見決定いたしました。

続きまして、第３７号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

（第３７号議案 説明）

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

１５番
浅川委員

公告予定日が本日９月３０日となっていますが、定例会で決議された以降に公告する予定なのか、それともすでに公告されているのかどちらですか。

事務局

定例会が終わってから公告する予定です。

議 長

他にございませんか。

（特に声なし）

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第３７号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第３８号議案「農地法第３条第１項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

（第３８号議案 説明）

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

１６番
鈴木委員

取得する土地の面積は単位が（㎡）で記載されているのに対し、経営面積は（ａ）で記載されているのはなぜですか。

事務局

経営面積は、農地台帳の経営面積を四捨五入して（ａ）で記載しています。これは、最低経営面積である２０ａや３０ａという基準と比較しやすいようにするためです。一方、取得する土地の面積は、登記面積と合致するように（㎡）で記載するようにしています。

１６番
鈴木委員

経営面積のところに記載の「経」、「自」、「借」、「貸」はどのように解釈すればいいですか。

事務局	「自」は自作地、「借」は借りている土地、「貸」は貸している土地を示しており、「経」の経営面積は、自作地と借りている土地の合計です。(a) 換算する際に四捨五入されていますので、一部合計が合わない場合があります。
議 長	他にございませんか。 (特に声なし)
議 長	他にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第 3 8 号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 続きまして、第 3 9 号議案「農地法第 5 条第 1 項の許可の申請について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	(第 3 9 号議案 説明)
議 長	今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました伊藤義明委員から報告をお願いします。
3 番 伊藤義明委員	第 3 9 号議案に関する現地調査につきましてご報告します。調査日は、9 月 1 8 日 (金)、調査委員は私と山本会長職務代理者、地区担当委員と事務局 4 名の計 1 1 名で行いました。 調査内容については、事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。 以上でございます。
議 長	ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第 3 9 号議案を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第３９号議案中、１番から３番の案件については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされること、２番及び３番の案件については、農振除外の決定がなされること、また、全ての案件について開発行為許可を条件に許可することとします。

続きまして、第４０号議案「現況証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第４０号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました伊藤義明委員から報告をお願いします。

２番
伊藤義明委員

第４０号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は９月１８日、私と山本会長職務代理者、地区担当委員、事務局４名の合計１１名で実施しました。調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、全ての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、現況証明書の交付について問題ないと思われます。以上でございます。

議 長

ただいまの説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。ただいまの案件に対し、原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

したがって、第４０号議案は原案どおり承認し、交付決定いたしました。

続きまして、第４１号議案「農地の競売等に係る買受適格証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第４１号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

18番 野路委員	経営面積の単位の記載がありませんが単位は何ですか。
事務局	こちらの単位は（㎡）です。
18番 野路委員	経営面積が3反ありませんが大丈夫なんですか。
事務局	取得後の面積が3反あれば許可できます。
議 長	他にございませんか。
	（特に声なし）
議 長	他にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。 第41号議案に対し、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。
	（異議なしの声）
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。 したがって、第41号議案は原案どおり承認し、交付決定いたしました。 続きまして、第42号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	（第42号議案 説明）
議 長	今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を山本会長職務代理者から報告をお願いします。
22番 山本会長 職務代理者	第42号議案に関する現地調査につきましてご報告します。 調査日は9月18日、伊藤義明委員、地区担当委員3名、事務局4名の合計9名で実施しました。調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおりです。また、現況及び周辺農地への影響から判断し、照会に対しては、回答案のとおり回答することが適当と思われます。 以上でございます。
議 長	ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第４２号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第４３号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第４３号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現況調査を行っておりますので、その結果を山本会長職務代理者から報告をお願いします。

２２番
山本会長
職務代理者

第４３号議案に関する現況の確認につきましてご報告します。

調査日は９月１８日、伊藤義明委員、地区担当委員３名、事務局４名の合計９名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、対象地の現況は、清水山町の案件が市道の道路敷、それ以外の案件はいずれもスギなどの樹木が繁茂して山林化しており、今後農地として再生利用することは著しく困難であると見受けられましたので、現況を「非農地」として問題ないものと思われれます。

以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第４３号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第４４号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」

を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第44号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第44号議案を、原案どおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第45号議案「福井市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第45号議案 説明)

議長

第45号議案については、事務局より取下げの申し出がありましたので、審議事項から除外することといたします。

審議からは外れますが、ただ今の事務局の説明内容について、質問をお受けいたします。ご意見、ご質疑等はございますか。

3番

伊藤義明委員

こういう大事な話はもっと早く説明してほしかったというのが1点。それから、自分はこれまで、新規就農したいという人何人かに農地の賃貸借の仲介をしてきたが、それらの人は農業で生活していくために20aから30aほどは耕作している。0.01aというとなんて小さいか、あまりに小さいように感じる。空き家を主体にするのか、遊休農地解消を主体とするのか、考えをお聞きしたい。

事務局

農業委員会としては遊休農地解消が目標だが、空き家の解消、U・Iターンの推進も肝になっている。面積の設定の単位が非常に重要だと考えているため、様々なデータを確認した上で、再度、審議していただきたいと考えている。

13番

池田委員

空き家とセットで農地を購入し、「趣味で家庭菜園」をする人を農業委員会として「農業者」と認めるのかという大きな問題がある。空き家とセットでということにとらわれて、「農業者」のハードルを下げるべきではないのでは

ないか。本来の「農業者」でない、趣味でやっている人に農地を取得することを認めるべきかどうかという大きな問題だと思う。また、３年耕作を継続すれば、その後は継続しなくてもいいのかという問題もあると思う。

事務局

農業素人の人が入ってくことで、周辺農地への影響がないのかという意見は運営会議の中でも出された。現行の３条の申請の添付書類の中で、市外の方が農地を取得する場合には、地域の中で協調性を持って耕作していただくことを担保するために「周辺地域への配慮に関する同意書」を提出してもらっている。土地改良区及び農家組合長の同意が必要となっているが、空き家とセットで農地を取得する方にもこの同意書を出してもらうことを考えている。

議長

他にございませんか。

(特に声なし)

議長

他にないので質疑を終了いたします。

事務局においては、ただいまの委員の意見もふまえ内容を精査したうえで、再度提案してください。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第４３号報告 ないし 第５０号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第４３号報告ないし第５０号報告 説明)

議長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程説明)

議長

本日の審議内容の総括を山本会長職務代理者よりお願いします。

２２番
山本会長
職務代理者

本日の定例会は第３６号議案から第４４号議案まで全て原案どおり承認または決定をいただきました。第４５号議案につきましては取り下げがなされました。また、第４３号報告から第５０号報告まで全て確認をさせていただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、9月の定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時30分